

【重点項目評価書版】									
評価番号及び評価名	(評価番号)42	大田区生活支援給付金に関する事務	特定個人情報ファイル名称	給付金管理ファイル		システム名称	給付金支給支援システム		
項番	評価基準		分類	措置			評価		
	【重点項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
<b>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</b>									
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
-	リスク:目的外の入手が行われるリスク								
1	リスクに対する措置の内容	事務を遂行する上で必要な者以外の特定個人情報 を入手しないこと 事務を遂行する上で必要な者の特定個人情報の うち、必要なものを除外して入手しないこと	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の 目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要か つ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集し なければならない旨のルールを定めている。 ②窓口において、申請書・届出書等の内容や本人確認書 類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情 報が入手されない(本人及び世帯員以外の情報が含まれて いないかを確認する)ように業務ルールを定めており、ル ールに従って業務を行っている。 ③業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報 を収集・記録してはならない旨のルールを定めている。 ④個人情報の取扱に対する意識強化のために、年に1回以 上、課内でセキュリティ研修を実施している。 ⑤本人が必要な情報以外を誤って記載することがないよう な様式(書面)を使用している。また、記載要領・記載例の提 示等により、不要な情報の記載を排除している。 ⑥申請書・届出書の受理において必要な情報が記載され ているか等を確認するルールを定めている。 ⑦特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって 必要最小限の情報のみ登録する。 ⑧データの所管課と入手するデータの内容及び利用目的 について予め協議を行い、合意を得ている。	個人情報の保護に関する法律 大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順	-	十分である	・業務にとって必要最小限の情報のみ収集する旨のルール を定めている ・定期的に研修を行っている ・システム管理者のログ確認により、不正利用がないか調査 するフローを整備している。 以上より、「十分である」と評価した。
-	特定個人情報の入手におけるその他のリスク								
2	リスクに対する措置	-	【措置の内容】	-	-	-	-	-	-
-	3. 特定個人情報の使用								
-	リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク								
3	リスクに対する措置の内容	特定個人情報の使用目的を超えて取扱わないこと 特定個人情報を事務に必要な情報と併せて 取扱わないこと	【措置の内容】	システム以外	①大田区情報セキュリティ部会または大田区情報公開・個人 情報保護審査会において承認を得られた情報項目以外 はシステム及び電子記録媒体に保持することが禁止されて いる。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の 目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要か つ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集し なければならない旨のルールを定めている。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情 報を収集・記録してはならない旨のルールを定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、 必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。	個人情報の保護に関する法律 大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順	-	十分である	・業務にとって必要最小限の情報のみ収集する旨のルール を定めている ・システム的に必要な情報のみアクセス可能とする環境を 整えている。 以上より、「十分である」と評価した。
-	システム								
-	リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
				システム以外	生体情報の登録・ユーザID・パスワード等の適切な管理に ついて以下の運用ルールが定められている。 ①IDは職員番号、生体情報は職員が専用機器で登録を行 う。 ②パスワードは6か月ごとに変更を強制され、前回と同じパ スワードは設定できない。 ③アカウントロックを解除するためには所定の手続きを行わ なければならない。	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順	-		

【重点項目評価書版】											
評価番号及び評価名	(評価番号)42	大田区生活支援給付金に関する事務	特定個人情報ファイル名称	給付金管理ファイル		システム名称	給付金支給支援システム				
項番	評価基準		措置							評価	
	【重点項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由		
4	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム	①システム認証は、庁内認証基盤とのシングルサインオン認証となっている。 ②端末の認証は、二要素認証(ID・パスワード、生体情報)による認証となっている。 ③給付金支給支援システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。 ④認証を複数回失敗すると、自動でアカウントロック機能が作動する。 ⑤権限付与とされている者のみがアクセス可能な大田区のファイルサーバーに保管をしているため、権限のない者は使用できないようにしている。	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順 システム設計書等	-	行っている	十分である	・情報政策課が整備する生体認証とパスワードによる認証の2要素認証によりシステムへアクセスする環境が整っているため、なりすましによる利用を防御している。 ・権限付与とされている者のみがアクセス可能な環境を整えており、権限付与も必要最小限の人数・期間としている。 以上より、「十分である」と評価した。	
5	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	システム管理者が毎年度権限設定を行い、必要最小限の人数・期間での権限付与を行っている。	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順	-				
- 特定個人情報の使用におけるその他のリスク											
6	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	システム	その他、個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・端末を来庁者等から確認できない場所に設置している。	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順 システム設計書等	-			-	
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委任											
- 委託先による特定個人情報の不正な使用等のリスク											
7	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	-	-	-	-	-	-	
8	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	-	-	-	-	-	-	
9	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	-				
- 特定個人情報ファイルの取扱いの委任におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置											
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	-			-	
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)											
- リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク											
11	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	-	-	-	-	-	-	
12	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	-			-	
- 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク											
13	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	-			-	
- 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続											
- リスク1:目的外の入手が行われるリスク											
14	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報の収集については、法令により取り扱う事務の目的を明確にし、事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならぬと定めている。 ③窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないよう対策している。	個人情報の保護に関する法律 大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順	-		十分である	・業務にとって必要最小限の情報のみ収集する旨のルールを定めている ・システム管理者のログ確認により、不正利用がないが調査するフローを整備している 以上より、「十分である」と評価した。	
				システム	①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要ない情報を利用できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順 システム設計書等	-				
- リスク2:不正な提供が行われるリスク											
15	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-	-			-	
				システム	-	-	-			-	
- 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク											
16	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	-			-	
- 7. 特定個人情報の保管・消去											
- リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク											
17	①事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	速やかな管理者への報告及び被害拡大防止の手順を定めており、定期的な見直し作業を行っている。	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順	-	十分に行っている			
18	②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外	-	-	-	発生なし	十分である	・事故発生時の対応フローが確立されている 以上より、「十分である」と評価した。	
			【再発防止策の内容】	システム以外	-	-	-				
19	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	-				

【重点項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	(評価書番号)42	大田区生活支援給付金に関する事務	特定個人情報ファイル名称	給付金管理ファイル		システム名称	給付金支給支援システム		
項番	評価基準		措置						
	【重点項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由
-	8. 監査								
-	監査								
20	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	①システムサーバーは大田区役所が管理する特定の場所に設置され、入館・入室は生体認証による制限等を実施している。 ②外部記録媒体や個人情報が記録されている文書を保管する場合は施設可能な場所に保管するルールが定められ、実施している。 ③外部記録媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ④磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。 ⑤帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、シュレッダーで裁断している。 ⑥給付金支給支援システムでは、保存年限を経過したデータは、SE作業にて適時削除することができる。 ⑦バックアップは日次で実施し、毎月2回外部記憶媒体への書き出しを行っている。 ⑧機器の廃棄は現地立会及び廃棄報告書を提出させている。	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順 システム設計書等	-		
21	実施の有無	-	【実施の有無】	システム以外	自己点検	-	-	自己点検	
-	9. 教育・啓発								
-	従業者に対する教育・啓発								
22	従業者に対する教育・啓発の具体的な方法	特定個人情報を取扱う従業者等に対して、特定個人情報の安全管理を図るために教育・啓発を行い、違反行為を行った従業者等に対して措置を講じること	【具体的な方法】	システム以外	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報政策課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【戸籍住民課の対応】 従業者に対して、年1回以上、以下に関する研修を実施している。 ・セキュリティ基本方針・対策基準・実施手順の理解 ・個人情報の取扱い ・外部記憶媒体の適切な利用と管理 ・パスワード管理について	大田区情報セキュリティ対策基準 戸籍住民課情報セキュリティ実施手順	-	十分に行っている	・特定個人情報を取り扱う職員への研修計画が整備されている ・確実に受講する体制が整っている 以上から「十分である」と判断した。
-	10. その他のリスク対策								
23	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	-	-	-